

第17号様式（第14条関係）

練馬区風致地区内における行為の完了報告書

練馬区長 殿

申請者	住所、 氏名 および 連絡先			
	住所、 氏名 および 連絡先			
代理人	住所、 氏名 および 連絡先			
	担当者		電話	

練馬区風致地区条例第7条の規定により、下記のとおり風致地区内における行為を完了したので届け出ます。

年 月 日

記

許可番号	練風致 第 号				
行為を完了した許可行為の種別	宅地の造成等	木竹の伐採		建築物の建築	
	その他工作物の建築	土石の類の採取		水面の埋立て・干拓	
	建築物等の色彩の変更	屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積			
施工箇所	地番	練馬区		丁目	番
	住居表示	練馬区		丁目	番 号
地域区分	A	B	C	D	S
	緩和要件		有 無		
工事完了年月日		年 月 日			
添付書類	<input type="checkbox"/> しゅん工図(建物配置図)				
	<input type="checkbox"/> しゅん工図(植栽配置図)				
	<input type="checkbox"/> しゅん工写真(建物)				
	<input type="checkbox"/> しゅん工写真(植栽)				

備考

- 1 許可を受けた行為が完了したときは、この完了報告書を速やかに提出してください。
- 2 この完了報告書を提出する際には、現地の状況（行為地の全景および植栽を含む状況等）がわかる写真および配置図（縮小可。ただし、撮影位置および方向を記載すること。）を添えてください。
- 3 特例許可を受けた者および条件を付されて許可を受けた者は、区長が別に指定する添付書類を併せて提出してください。また、現地確認を行った際に添付書類と現況が異なる場合には、現況が添付書類の状況と同様になるまでは、練馬区風致地区内における行為の完了確認通知書の発行ができません。

第17号様式（第14条関係）

練馬区風致地区内における行為の完了報告書

練馬区長 殿

申請者	住所、氏名	練馬区豊玉北6-12-1		
	および連絡先	練馬 花子 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
代理者	住所、氏名	練馬区石神井町3-30-26 株式会社石神井設計		
	および連絡先	代表取締役 石神井 一郎 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
	担当者	石神井 二郎	電話	090-****-****（携帯）

練馬区風致地区条例第7条の規定により、下記のとおり風致地区内における行為を完了したので届け出ます。

令和 3 年 7 月 20 日

記

許可番号	2 練風致 第 555 号			
行為を完了した許可行為の種別	宅地の造成等	木竹の伐採	建築物の建築	
	その他工作物の建築	土石の類の採取	水面の理立て・干拓	
	建築物等の色彩の変更	屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積		
施工箇所	地番	練馬区 大泉学園町 9 丁目 1111 番 1,2		
	住居表示	練馬区 大泉学園町 9 丁目 5 番 1 号		
地域区分	A	B	C D S	緩和要件 有 無
工事完了年月日		令和 3 年 7 月 15 日		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> しゅん工図(建物配置図) <input checked="" type="checkbox"/> しゅん工図(植栽配置図) <input checked="" type="checkbox"/> しゅん工写真(建物) <input checked="" type="checkbox"/> しゅん工写真(植栽)			

備考

- 1 許可を受けた行為が完了したときは、この完了報告書を速やかに提出してください。
- 2 この完了報告書を提出する際には、現地の状況（行為地の全景および植栽を含む状況等）がわかる写真および配置図（縮小可。ただし、撮影位置および方向を記載すること。）を添えてください。
- 3 特例許可を受けた者および条件を付されて許可を受けた者は、区長が別に指定する添付書類を併せて提出してください。また、現地確認を行った際に添付書類と現況が異なる場合には、現況が添付書類の状況と同様になるまでは、練馬区風致地区内における行為の完了確認通知書の発行ができません。